

特別高圧ウィークエンド電力A (主契約要綱)

令和8年11月1日実施



沖縄電力株式会社

目 次

I 本 則

1 適 用	1
2 要 綱 の 変 更	1
3 適 用 範 囲	1
4 季節区分および平日休日区分	2
5 契 約 電 力	2
6 料 金	2
7 そ の 他	4

II 実 施 細 目

1 適 用 範 囲	5
2 そ の 他	5

附 則	6
-----	---

別 表	7
-----	---

I 本 則

1 適 用

この主契約要綱（以下「要綱」といいます。）は、次の地域に適用いたします。

沖縄県（当社が定める離島等供給約款の適用地域を除きます。）

2 要 綱 の 変 更

(1) 当社は、次の場合には、この要綱を変更することがあります。この場合には、あらかじめお客さまに変更後の内容をお知らせし、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の要綱によります。

イ 消費税および地方消費税の税率が変更された場合

ロ 当社が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等の変更または関係する法令の制定もしくは改廃により、変更の必要が生じた場合

ハ この要綱による契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである場合

(2) (1)の場合、当社は、変更前は変更内容を、変更後は変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、お客さまにお知らせいたします。ただし、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。

(3) 当社は、電気事業法第2条の13に定める書面および電気事業法第2条の14に定める書面の交付に代えて、電子メールの送信またはお客さまにあらかじめ当社所定のインターネットサイトに登録いただき、そのインターネットサイトにお知らせする方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。

3 適 用 範 囲

標準的な電気供給条件（高圧・特別高圧）（令和8年11月1日実施。以下「標準供給条件」といいます。なお、当社が標準供給条件を変更した場合は、変更

後の供給条件によります。)の特別高圧電力Aの適用範囲に該当する需要で、当社との協議がととのった場合に適用いたします。

4 季節区分および平日休日区分

(1) 季節区分は、次のとおりといたします。

イ 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

ロ その他 季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(2) 平日休日区分は、次のとおりといたします。

イ 平 日

ロにいう休日以外の日をいいます。

ロ 休 日

別表(休日等)に定める日をいいます。

5 契 約 電 力

契約電力は、標準供給条件の特別高圧電力Aに準じて定めます。

6 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および標準供給条件別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(3)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、標準供給条件において別に定める料金表【燃料費調整】3により、燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし、標準供給条件において別に定める料金表【離島ユニバーサルサービス調整】3により離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

(1) 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気

を使用しない場合（７〔その他〕（１）の特別高圧予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契 約 電 力 １ キ ロ ワ ッ ト に つ き	標 準 電 圧 20,000 ボルトで 供 給 を 受 け る 場 合	2,465円31銭
	標 準 電 圧 60,000 ボルトで 供 給 を 受 け る 場 合	2,454円31銭

（２）電 力 量 料 金

電力量料金は、その１月の平日休日別の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

イ 平 日

		夏季料金	その他季料金
１ キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	標 準 電 圧 20,000 ボルト で 供 給 を 受 け る 場 合	31円68銭	30円35銭
	標 準 電 圧 60,000 ボルト で 供 給 を 受 け る 場 合	31円45銭	30円14銭

ロ 休 日

		夏季料金	その他季料金
１ キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	標 準 電 圧 20,000 ボルト で 供 給 を 受 け る 場 合	29円43銭	28円29銭
	標 準 電 圧 60,000 ボルト で 供 給 を 受 け る 場 合	29円23銭	28円12銭

（３）力 率 割 引 お よ び 割 増 し

力率割引および割増しは、標準供給条件の特別高圧電力Ａに準ずるものといたします。

7 そ の 他

- (1) お客さまが希望される場合は、標準供給条件の特別高圧電力Aに準じ、標準供給条件の特別高圧予備電力を契約することができます。ただし、この場合の特別高圧予備電力の基本料金および電力量料金は、次により算定いたします。

イ 基 本 料 金

基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、予備線については標準供給条件の特別高圧電力Aの基本料金（電気を使用する場合のものといいたします。）の5パーセント、予備電源については標準供給条件の特別高圧電力Aの基本料金（電気を使用する場合のものといいたします。）の10パーセントに相当するものを適用いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、契約電力は、基本料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための損失率で修正したものといたします。この場合の損失率は、3パーセントといたします。

ロ 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量につき、6（料金）(2)の該当料金を適用いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、使用電力量は、電力量料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための損失率で修正したものといたします。この場合の損失率は、3パーセントといたします。

- (2) この要綱の実施上必要な細目的事項については、Ⅱ（実施細目）によるものといたします。
- (3) この要綱に定めのない事項については、標準供給条件の特別高圧電力Aにかかわる規定を準用するものといたします。

Ⅱ 実 施 細 目

1 適 用 範 囲

この要綱から他の契約種別に変更された後1年に満たないお客さまについては、原則としてこの要綱を適用いたしません。

2 そ の 他

(1) 標準供給条件の特別高圧自家発補給電力Aとあわせて電気の供給を受ける場合で、同一計量されるとき基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として平日休日別に決定するものといたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし、特別高圧自家発補給電力Aの使用のつど選択することはできません。

イ 特別高圧自家発補給電力Aの使用の前月または前年同月における特別高圧ウィークエンド電力Aの平日休日別の平均電力

ロ 特別高圧自家発補給電力Aの使用の前3月間における特別高圧ウィークエンド電力Aの平日休日別の平均電力

ハ 特別高圧自家発補給電力Aの使用の前3日間における特別高圧ウィークエンド電力Aの平日休日別の平均電力

(2) 契約期間満了に先だって、原則として他の契約種別に需給契約を変更することはできません。

附 則

1 実 施 期 日

この要綱は、令和8年11月1日から実施いたします。

2 この要綱の実施等にもなう切替措置

この要綱実施の日を含む料金算定期間の料金の算定にあたっては、標準供給条件28（料金の算定）および標準供給条件29（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。

別 表

休 日 等

この要綱において、休日等とは、次の日をいいます。

- (1) 土 曜 日
- (2) 日 曜 日
- (3) 「国民の祝日に関する法律」に定める休日
- (4) 1月2日，1月3日，1月4日，5月1日，5月2日，12月30日および
12月31日